

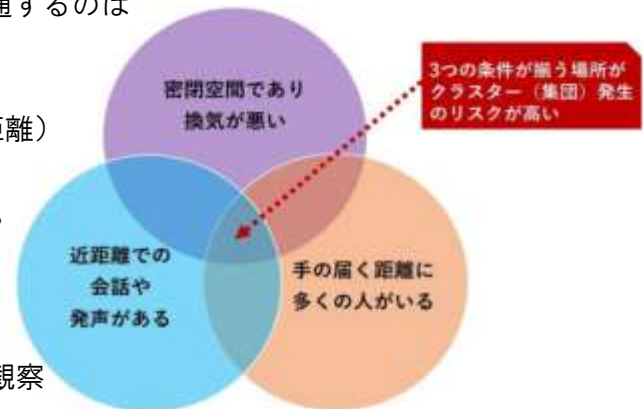
学校長様

新型コロナウイルス感染症に係る今後の学校の対応について

須坂市教育委員会
教 育 長

1 新型コロナウイルス感染症の現状認識

- (1) 「(2.24 専門家会議の見解でこれから1～2週間が瀬戸際と述べたが)日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえている」「感染者数の増加のスピードを抑えることにつながっている」
- (2) 「集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって、急速な感染拡大を防げる可能性がより確実な知見となってきた」
- (3) これまで集団感染が確認された場に共通するのは
 - ① 換気の悪い密閉空間であった
 - ② 多くの人々が密集していた
 - ③ 近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場所。
- (4) 県内の感染症患者の状況
 - ・ 3月21日時点で県内では4名の感染に留まっており、いずれの患者についても濃厚接触者を特定し、健康観察を継続できている。
 - ・ 児童生徒や教職員等の学校関係者に患者、感染者が発生していない。



2 「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について(通知)」

(令和2年3月17日長野県教育委員会教育長通知 抜粋)

(1) 健康管理に関すること

春季休業期間中も、当面の間、引き続き以下の点に留意するよう児童生徒等に指導すること。

- ・ 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・ 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ・ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること。

(2) 登校に関すること

春季休業期間中に、健康観察や学習状況の確認、補習等の実施のために登校日を設定する必要がある場合には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。

(3) 教育課程に関すること

臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかつたことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること。春季休業期間中に講じる措置としては、家庭学習を課すこと等が考えられること。また、必要に応じて、「子供の学び応援サイト」を活用することも考えられること。

なお、児童生徒や学校の実態を踏まえつつ、令和2年度において、補充のための授業や補習などの必要な措置をどのように講じるかについて、可能な範囲で検討しておくこと。

(4) 部活動に関すること

部活動は、学校の教育活動の一環として行われるものであり、臨時休業期間中の実施は基本的に自粛をお願いしてきたところであるが、専門家会議において依然として警戒を緩めることはできないとの見解が示されていることから、当面の間、これまでの取組を継続いただきたいこと。

3 春休みから入学式までの須坂市としての学校対応

(学校と家庭との連絡は、これまでと同様にホームページやオクレンジャー等を利用する)

(1) 春休み中の補習・補充学習について

- ・家庭学習として、「eライブラリーアドバンス」や「子供の学び応援サイト」の活用について周知する。
- ・補習を行ってもよい。ただし、環境として、感染リスクの高い3つの条件を考慮する。
- ・家族が海外渡航していた場合、児童生徒は2週間補習への参加を控える。

(2) 登校について

- ・朝、平熱であることを確認してから登校する。チェックカードで確認する。

(3) 校庭・体育館の開放について

- ・運動不足やストレスを解消するため、3つの条件を踏まえて校庭や体育館を利用できるようにする。児童クラブでの体育館利用や個人練習のために中学校体育館を利用したい場合は学校に相談する。

(4) 部活動について

- ・部活動は行わない。

(5) 新学期について

- ・県内での感染拡大やクラスターの形成が見られない状況が継続した場合は、計画通り新学期に入るので、そのための準備を進める。

(6) 入学式について

- ・近隣に感染者が出ない場合には、入学式、着任式(該当校)を行う。
- ・出席者はできるかぎりマスクを着用し、式場の椅子の間隔を広くする。
- ・新入生、保護者(2名まで)、PTA 会長、市(祝辞)、市教委(告辞)、教職員で行い、来賓は招かない。なお、在校生については椅子の間隔を広くしても席が確保できれば出席可。代表児童生徒等、一部出席も可。

○登校の際、健康観察チェックカードで体温確認を行う。発熱がある場合には再度学校で検温する。

※ 保護者には、不明な点は学校に問い合わせるよう伝える。

4 その他

- ・うがいや手洗い、消毒の徹底に努める。
- ・給食については、インフルエンザ対応と同様に行う。
- ・未学習の対応については学校だより等で各家庭に通知する。

須坂市教育委員会 学校教育課

滝澤 学(課長) 担当 後藤 昭彦

Tel : 026-248-9010 Fax : 026-248-8825

E-mail : s-gakokyoiku@city.suzaka.nagano.jp